

「札幌市建築確認申請の手引き2018年版」の修正・改正項目 (2024.4)

ページ	修正部分	修正前	修正後
1-1~1-4、 1-6	図又は フロー	(課名の変更) ・消 予防部指導課	(課名の変更) ・消 予防部査察規制課
1-12	届出先	(決定番号修正、届出先の表記方法の変更)	・決定番号130の届出先を政) 地域計画課から政) 都市計画課へ修正 ・決定番号1の届出先を説明した※以下の表記を変更
1-19	表の10及び 12	(部名の変更) ・10 所管 下) 下水道施設部排水指導課 (事務所の位置の変更) ・12 所管 都) 市街地整備部開発指導課 (2F南西)	(部名の変更) ・10 所管 下) 事業推進部排水指導課 (事務所の位置の変更) ・12 所管 都) 市街地整備部開発指導課 (7F南)
1-20	表の8	(事務所の位置の変更) ・8 所管 都) 市街地整備部開発指導課 (2F南西)	(事務所の位置の変更) ・8 所管 都) 市街地整備部開発指導課 (7F南)
1-21	表の3及び 11	(要綱の名称変更) ・3 関係法令等 札幌市旅館等建築指導要綱 (課名の変更) ・11 所管 消) 予防部指導課	(要綱の名称変更) ・3 関係法令等 札幌市旅館業施設指導要綱 (課名の変更) ・11 所管 消) 予防部査察規制課
1-22	表の14	(事務所の位置の変更) ・14 所管 都) 市街地整備部開発指導課 (2F南西)	(事務所の位置の変更) ・14 所管 都) 市街地整備部開発指導課 (7F南)
1-25	表	(項目削除)	(項目削除) ・札幌市がけ付近における建築物の建築に関する指導要綱の削除
1-26	表	(部名の変更) ・「確認申請時における排水層の臭気対策指導方針」の行 届出・協議先 下) 下水道施設部排水指導課 (要綱の名称変更) ・要綱等の名称 札幌市旅館等建築指導要綱	(部名の変更) ・「確認申請時における排水層の臭気対策指導方針」の行 届出・協議先 下) 事業推進部排水指導課 (要綱の名称変更) ・要綱等の名称 札幌市旅館業施設指導要綱
1-30	表のh	(項目削除)	(項目削除) ・表のhの行を削除し、iをhに繰り上げ
1-33	表	(説明の変更) ・「補正等の書面の交付」の行 運用方法 「相当の期限(目安は概ね2週間以内の一定期間)を定めて」	(説明の変更) ・「補正等の書面の交付」の行 運用方法 「相当の期限を定めて」
1-37	7(2)ウ	(課名の変更) ・消 予防部指導課	(課名の変更) ・消 予防部査察規制課
1-52	表3のd	(説明の変更) ・変更の内容 構造計算のやり直し (説明の追加) ・条例の規定による手数料に係る対象面積の算定方法	(説明の変更) ・変更の内容 構造計算の変更 (説明の追加) ・条例の規定による手数料に係る対象面積の算定方法に、 「(全体架構計算を行った場合は計算を行った建築物の床面積の1/2)」 を追加
2-2	表1-1 (居室の行の 備考欄)	(説明の追記)	(説明の追記) 2-7Pにあった納骨堂における居室の説明を2-2Pに移行 ・備考欄 「納骨堂は居室として取り扱い、居室の床面積については、固定された納 骨壇の部分を除く」を追加
2-7	表2-2 (神社・寺院 等の行の備考 欄)	(説明の変更) 2-7Pにあった納骨堂における居室の説明を2-2Pに移行	(説明の変更) ・納骨堂における居室の説明を削除し、「手引き2-2Pを参照」と表記
2-24	①	(字句修正) ・旅館業法第2条第5項	(条項すれ) ・旅館業法第2条第4項
2-35	ただし書き (1)	(説明の変更)	(説明の変更) ・ただし書き(1)の削除
2-36	①	(字句修正) ・基準総則P117	(字句修正) ・基準総則P125
2-41	5行目	(説明の変更) ・「寒冷地の特例として、」	(説明の変更) ・「積雪寒冷地である本市の特性を踏まえて、」
2-52	表	(字句修正及び表記の変更) ・非常用照明の設置について ・表における適用の有無を「O」「X」で表記	(字句修正及び表記の変更) ・非常用照明の規定の適用について ・表における適用の有無を「適用」「一」で表記
2-64	②(2)	(字句修正) ・基準総則P99~100	(字句修正) ・基準総則P107~108
2-76	1行目	(説明の追加) ・「方位角・倍率は下表による。」	(説明の追加) ・「方位角・倍率の目安は下表による。」
2-80		(項目の追加)	(項目の追加) ・「④ 高度地区規定書第5項について 【問い合わせ先】 政) 都市計画部都市計画課 (011-211-2506)」
2-80-1	表	(項目の追加)	(項目の追加) ・緩9 時計台周辺地区 の追加
2-85	(2)	(字句修正及び説明の追加) ・基準総則 (P69~96)	(字句修正及び説明の追加) ・基準総則 (P77~104) や手引き (2-3~4P)
2-91	1行目	(字句修正) ・基準総則 (P108)	(字句修正) ・基準総則 (P116)
2-95	(4)	(字句修正) ・基準総則P110	(字句修正) ・基準総則 (P118~119)
2-132	②(2)イ	(字句修正) ・14m/m・h	(字句修正) ・14m/h
2-134	表	(表記の変更) ・適用の有無を「O」「X」で表記	(表記の変更) ・適用の有無を「適用」「一」で表記
2-146	④	(字句修正) ・「なお、①(3)及び④の場合も同様とする。」	(字句修正) ・「なお、①(3)の場合も同様とする。」

資-2	表中⑬～⑯の 説明	(説明の変更)	(説明の変更) ・許容する用途について、全体的に表記を見直し (規制内容に変更なし)